

常任委員会活動報告

総務 文教

新年度予算可決

3月定例会では追加議案を含め付託された議案34件と請願2件、陳情4件を慎重審議いたしました。

主な議案としては、平成16年度佐渡市一般会計補正予算、平成17年度一般会計予算、収入役を置かず、助役定数を2人とする「佐渡市助役定数条例の制定」、両津・小木地区の字の名称変更などです。

現地視察は、増築予定の二宮小学校、改築予定の新穂小学校、小木の佐渡太鼓体験交流館予定地を訪れました。

補正予算と新年度予算については、

意見をつけて原案通り可決、他の議案についても原案通り可決しました。また請願1件、陳情2件が採択されました。

追加議案として「市の施設に係る指定管理者の指定に関する条例の制定」では慎重審議の結果、原案通り可決しました。



厚生

佐渡市環境 基本条例を制定

この条例は、継続審査となっていた案件です。

今回の議会で取り下げをし、新たに提案されたものであります。

社会経済活動と自然環境が調和した「人と自然との共生」の確保とともに、環境への負荷が少ない、循環を基調とする社会経済システムの実現を目指すため、その基本理念や施策の基本的な事項等を定めるための条例であります。

審査の結果、次の意見を付して原案どおり可決としたものです。



〔意見〕

「環境基本計画」については、第10条第3項により市長の公表の義務が規定されておりますが、月計画は、空港問題及び産業経済活動に及ぼす影響が大きいと思考されるので、地方自治法第96条第2項の規定により、議会の議決事件とすることを強く求める。

また、同計画の策定においては、随時、中間報告されるよう要望する。